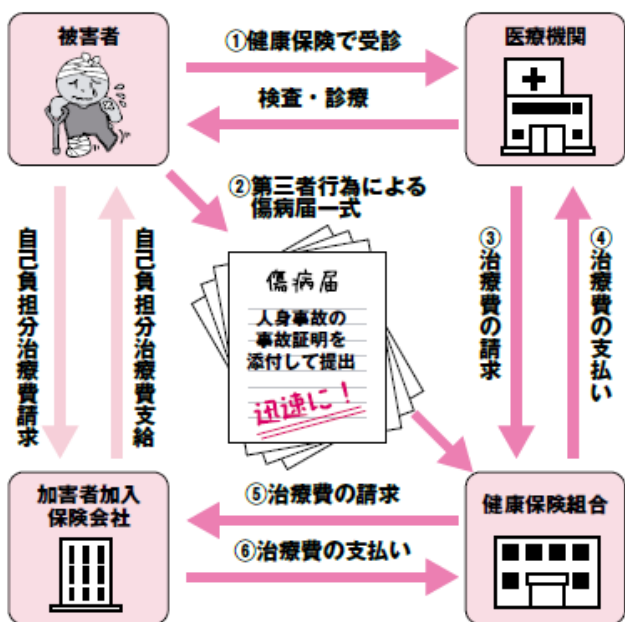


## 第三者行為による被害を受けたら 届け出を忘れずに

第三者（自分以外の人）の行為により、けがや病気をした場合で、健康保険証を使用して治療を受けようとするときは、加入している保険組合に「第三者行為による傷病届」などの提出が必要です。



### 第三者行為の事例

- ・交通事故によるけが
- ・不当な暴力や傷害行為によるけが
- ・他人の飼犬やペットなどによるけが
- ・飲食店での食中毒など



### 次の場合は対象外

- ・雇用者が負担すべきもの、労災対象の事故
- ・犯罪行為や故意の事故
- ・飲酒運転や無免許運転など、法令違反の事故

### 医療費は加害者負担が原則

第三者行為の被害者になったとき、その治療に必要な医療費は、原則として加害者が支払う損害賠償金の中から支払われるべきものです。

### 届出が必要な理由

被害者の医療費は全額加害者が負担し、かかった医療費をその都度支払ってもらおうが一番良い方法です。しかし、加害者に支払い能力がない場合は、被害者の自費診療になってしまい、さしあたっての病院への支払が大変です。そこで、被害者救済の観点から、必要な治療費は健康保険が一次的に立て替え、後から加害者にその立て替え分

を請求することになります。

### 届け出は加入している保険組合へ

第三者行為の届出に必要な書類は多数ありますが、加入している保険組合などへお問合せください。  
・須恵町国民健康保険、後期高齢者医療制度加入の人→住民課へ  
・社会保険加入している人→加入している健康保険組合へ

※社会保険に加入していて、かつ公費医療（乳幼児・子ども医療、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療など）受給者の人は、住民課にも届け出が必要です。

### 示談をする前に

被害者と加害者の話し合いにより示談が成立してしまうと、その示談の内容が優先されます。このため、健康保険で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなり、立て替えた医療費を被保険者（被害者）に請求することがありますのでご注意ください。  
示談を行う前に、加入している保険組合などに示談内容を申し出て、相手側に白紙委任状を渡さないようにしてください。

### 問合せ先 住民課

☎932・1467（ダイヤルイン）  
☎932・1151  
（内線115・116・117）

## 障害基礎年金を「ご存知ですか？」

国民年金に加入している間にかかった病気やけがが原因で障がいがあり、国民年金保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受給できる場合があります。

### 請求できる条件

障がいの原因となった病気やけがで、初めて病院にかかった日（初診日）において、次のいずれかの要件に該当している人。

- 国民年金（1号・3号）に加入している人。
  - 老齢基礎年金の繰り上げ請求をしておらず、当時、厚生年金に加入していなかった60歳～64歳の人。
- ▼納付要件  
障害基礎年金を請求するには、次のいずれかの納付要件を満たしていなければなりません。
- 初診日の属する月の前々月までの1年間、保険料の未納がないこと。
  - 初診日の属する月の前々月までの公的年金被保険者期間で、3分の2以上の納付済期間（免除期間を含む）があること。

※20歳前に初診日がある場合は、この納付要件はありません。

### 注意点

障害者手帳の有無や、等級は関係ありません。診断書をもとに、国民年金法で定められた障害等級に該当するかどうかで、受給できるかが決まります。

### まずはご相談を

請求ができるのか、どのような書類が必要なのかは、人によって異なります。まずは、住民課、国民年金係の窓口でご相談ください。

厚生年金もしくは共済年金加入期間中に初診日がある場合は、障害厚生年金、障害共済年金を請求することになります。

### 問合せ先

住民課 国民年金係  
☎932・1467（ダイヤルイン）  
☎932・1151（内線115）

## 3月 わくわくデイサロン 4月

65歳を過ぎたら介護予防を始めませんか。初めての人大歓迎！

16日(水) ほのほの体操 講師 高瀬弥生 先生 ※定員 30人 自己負担金 なし	13日(水) ケアピクス 講師 林崎万里子 先生 ※定員 30人 自己負担金 なし
18日(金) 運動教室 正信会 水戸病院 ※定員 20人 自己負担金 なし	15日(金) 押し花 講師 松本浩美 先生 ※定員 50人 自己負担金 500円
23日(水) ハンドベル 講師 高間美奈湖 先生 ※定員 30人 自己負担金 なし	



- 申込資格 65歳以上で町内に住所を有する人（要介護認定を受けていない人）
- 申込および問合せ先 健康福祉課  
☎932-1493（ダイヤルイン）  
☎932-1151（内線153）
- 開催日時 水・金曜日  
9：50～11：20
- 場 所 地域活性化センター（オイコス）1階